

名古屋市告示第414号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和7年8月6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 定期検査を行う区域
中区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
9月9日（火）	松原コミュニティセンター（会議室1）
9月17日（水）	栄小学校（正門：ピロティ）
9月25日（木）	老松小学校（南門：体育館）
10月2日（木）	伊勢山中学校（正門：体育館）
10月10日（金）	旧御園小学校（正門：ピロティ）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課